

岩手県告示第 558 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 19 年 7 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 6 月 18 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 三共電気株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区東大通り二丁目 2 番 4 号
 - ウ 代表者の氏名 菅原良治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 1848 号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 6 月 15 日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 5 月 29 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大同水道土木工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市永井 9 地割 49 番地 5
 - ウ 代表者の氏名 岩持弘見
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 1858 号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 5 月 29 日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 6 月 6 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社戸澤建設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本町通二丁目 4 番 20 号
 - ウ 代表者の氏名 大浦徳夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 2943 号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 6 月 5 日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 6 月 13 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社藤原組
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字新田 45 番地 5
 - ウ 代表者の氏名 佐々木治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 5779 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 6 月 12 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成19年5月17日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社五美関工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田田端4
 - ウ 代表者の氏名 高橋初男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第8104号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年5月15日付けでとび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成19年6月27日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社小原土建
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市太田第37地割4番地1
 - ウ 代表者の氏名 小原一男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第8533号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年6月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成19年6月21日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社水管工業
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢105番地8
 - ウ 代表者の氏名 冬澤留
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第8828号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年6月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成19年5月21日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 高橋建築
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町奥中山字西田子1166
 - ウ 代表者の氏名 高橋健一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第8978号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成19年5月17日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成19年5月25日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 つばさ工業

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町江刈第8地割23番地4

ウ 代表者の氏名 田川原隆

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第9592号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年5月25日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成19年6月21日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社村上水道土木

イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町沢内字川舟21地割53番地2

ウ 代表者の氏名 村上郁子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第9866号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年6月21日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成19年6月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社トーシン

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区黒石町字下ノ在家64番地

ウ 代表者の氏名 及川武喜

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第60078号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年6月25日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成19年6月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社宮川工務店

イ 主たる営業所の所在地 二戸市堀野字東側23番地

ウ 代表者の氏名 宮川由勝

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第150072号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年6月27日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成19年6月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社田中建設

イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢22番地1

ウ 代表者の氏名 田中義浩

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第727号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年6月21日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが、このことが法第29条第1項第4号に該当する。